【韓国】 情報通信の振興及び融合の活性化等に関する特別法の制定 海外立法情報課 藤原 夏人

*情報通信技術(ICT)を効果的に活用するための特別法が制定された。朴槿恵(パク・クネ)新政権において新設された未来創造科学部をその統括官庁とする体制が整備される。

1 背景と経緯

ICT を活用した経済成長の実現は、朴槿恵新政権の重点課題の一つであり、その牽引役となる統括官庁として、2013年3月、新たに未来創造科学部(以下「未来部」)が新設された(本誌第255-2号(2013年5月刊)参照)。

未来部新設に当たり、与野党間では、従来、省庁別に分散していた ICT 政策の総合調整機能を未来部に付与し、規制改革を実施するための新法の制定を 6 月の臨時国会で成立させることで合意が交わされていた。同年 6 月 5 日、与党セヌリ党チョ・ヘジン議員により、与野党合意に基づいた内容を盛り込んだ「情報通信の振興及び融合の活性化等に関する特別法案」(以下「ICT 特別法案」)が発議された。ICT 特別法案は、国会審議における内容の修正を経て同年 7 月 2 日に本会議で可決され、同年 8 月 13 日に公布された。公布から 6 か月経過後の 2014 年 2 月 14 日に施行される。

2 ICT特別法の概要

(1) ネガティブシステム原則

法制度が技術革新や市場環境の変化のスピードに追いつけず、不合理な規制が ICT の活用を阻害することがないよう、ICT 特別法では、国及び地方自治体が ICT 活用の障害となる規制を最少化すること、及び関係法令に違反しない限り ICT を活用した新しい技術・サービスを原則的に許可するよう努力することが基本原則に盛り込まれ、ネガティブシステム原則(原則許可、例外的禁止)が明文化された(第3条)。

併せて、既存の法令では規定がない等の理由で許可等が受けられない場合や、許可等が必要かどうか明確でない場合に、当該技術・サービスの開発者が未来部長官に手続の迅速処理を申請できる制度(第36条)及び新たな基準、要件等を設ける必要が生じた場合でも、未来部長官が一時的に許可を与えられる制度(第37条)も導入された。

(2) 基本計画

未来部長官は3年ごとにICT 政策に関する基本計画を策定し実施する。未来部長官は必要に応じて基本計画の変更及び策定サイクルの短縮ができるほか、基本計画策定に際し、関係省庁等に対して資料等を要求することができる(第5条)。また、関係省庁の長は、当該基本計画に基づいた実施計画を毎年策定し実施しなければならない(第6条)。なお、未来部長官及び関係省庁の長は、基本計画及び実施計画の策定・実施の

ため、ICT に関する統計調査及び実態調査を行うことができる(第8条)。

(3) 情報通信戦略委員会

ICT 政策を審議・議決するため、国務総理の所轄の下に「情報通信戦略委員会」(以下「戦略委員会」)が設置される。戦略委員会は委員長(国務総理)、幹事(未来部長官)を含む委員 25 人以内で構成され、委員(関係省庁の長及び有識者)は国務総理が任命する。戦略委員会は、①基本計画、②基本計画及び実施計画の進捗状況の点検・評価、③関係省庁の長等に対する改善措置の要求、④関係省庁間の業務調整等に関する審議及び議決を行う(第7条)。

(4) 情報通信活性化推進実務委員会

ICT 産業振興の障害となっている規制、国内事業者に対する逆差別等、ICT に関する法律・制度上の問題点を発見し是正するため、戦略委員会の中に「情報通信活性化推進実務委員会」(以下「実務委員会」)が設置される(第9条)。実務委員会は、情報通信関連企業等から改善を求められ、又は自ら問題点を発見したときは、戦略委員会に報告しなければならない(第10条)。

(5) ソフトウェア産業及びデジタルコンテンツ産業の振興

未来部長官はソフトウェア専門人材育成のための韓国ソフトウェア総合学校(第11条)及びソフトウェア研究支援のためのソフトウェア政策研究所(第24条)を運営することができる。デジタルコンテンツの制作及び公正な流通、人材育成等についても、政府が環境整備、支援等を行うことが規定されている(第21条及び第22条)。

(6) ICT を活用した新しい技術・サービス等への支援

未来部長官は、有望な新技術・サービスを指定し、事業化も含めた支援を行うことができる(第 15 条及び第 19 条)。また、未来部長官は ICT 同士又は他の産業との融合による技術・サービス開発促進のための事業を推進することができ、当該事業の推進のための専門機関の設立又は委託が可能である(第 32 条)。なお、ICT 特別法の規定による ICT 研究開発事業を進める際は、当該事業の予算中、別途大統領令で定める割合以上の予算を中小企業及びベンチャー企業のために優先的に執行する(第 18 条)。

参考文献(インターネット情報は 2013 年 10 月 22 日現在である。)

- ·「정보통신 진흥 및 융합 활성화 등에 관한 특별법안」http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1G3R0Y6Y0O5I1A4O1A9A2M7C7P5H1>
- · [[보도자료]조해진 의원, 『정보통신 진흥 및 융합 활성화 등에 관한 특별법안』(ICT 진흥 특별법) 발의」 http://chohaejin.com/2010/bbs/board.php?bo_table=ch_bbs17&wr_id=61
- ·김유향·정준화「『ICT 특별법』통과와 향후 과제」 http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=07&invest_id=BDM00000012994&baseURL=/publication/board?div=10^type=07>
- ·정준화「ICT 융합 활성화를 위한 법·제도적 개선 방향」http://www.nars.go.kr/publication/boardV iew?div=10&type=07&invest_id=BDM00000013078&baseURL=/publication/board?div=10^type=07>